沖縄の米軍基地内の未契約者所有の土地に対する強制使用に関する質問主意書

右の 質問主意書を提出する。

昭和六十二年三月十八日

衆

議

院

議

長

原

健

三

郎

殿

提 出 者 上 原 康

助

沖 縄 \mathcal{O} 米 軍 基 地 内 0 未 契 約 者 所 有 \mathcal{O} 土 地 に 対す る 強 制 使 用 に 関 す る 質 問 主 意 書

本 年二 月二 + 兀 日 沖 縄県収用委員会 (以 下 「県収用委」とい 、 う。) は、 _ 日 本 玉 と ア メ IJ 力 合 衆 玉

と 隊 \mathcal{O} \mathcal{O} 間 地 位 \mathcal{O} に 相 関 互 協 する協定 力及び安全保障 \mathcal{O} 実 施 に伴う土 条約第六条に基づく施設及び区域 地 等の 使 用 等に . 関す る 特 別 措 並 置 び に 法」(以 日 本 下「米 国 に お 軍 ける合 用 地 特 衆 措 玉 法 重

لح 1 う。) に基づく未契約 米 軍 用 地 に . 関 す る 強 制 使 用 0) 裁決を下し た。

そ \mathcal{O} 内 容 は 那 覇 防 衛 施 設 局 ょ ŋ 申 請 さ れ た 未 契 約 米 軍 用 地 \mathcal{O} 強 制 使 用 期 間 + · 年 を、 那 覇 港

湾 施 設 は 五. 年、 嘉 手 納 基 地 な ど 他 \mathcal{O} 施 設 は + 年 と す る ŧ \mathcal{O} で あ る。

<u>二</u>十 年 申 請 を 半 減 L た と は 1 え、 ک れ ま で 五. 年 刻 4 \mathcal{O} 使 用 期 間 を 挙 に + 年 倍 増 す る Ł \mathcal{O} で

世 あ . 紀 る。 を越 れ が 強 まさに沖縄 行 さ れ る な \mathcal{O} 5 永久基地 ば 復 化 帰 を企む 後 カゝ 5 ものである。 数えて二十 五. 年、 米 軍 統治のころか らすると優

12

半

か か る 暴 挙 は、 恒 久 平 和 主 義 を 定 \Diamond た 憲 法 に 違 反すること は 明 白 で あ る。

従 て 契 約 拒 否 地 主 や、 数 多 < \mathcal{O} 県 民 \mathcal{O} 祖 先 伝 来 \mathcal{O} 土 地 は 戦 争 \mathcal{O} た め に 絶 対 に 使 用させ

な Ľ\ とす Ź 強 7 決意 を体 ľ て、 次 0 事 項 に 0 7 て 質 問 す る。

今 回 \mathcal{O} 県 収 用 委 $\widehat{\mathcal{O}}$ 裁 決で否認され た強 制 使 用 期間 二十年につい て、 政府の所見を問う。

1 政 府 が、 強 制 使 用 期 間 二十年 を定 \emptyset た 理 由 は 何 か。

2 県 収 用 委 \mathcal{O} 裁 決 で、 同二十 年 が 否 認 さ れ た 理 由 及 び 原 因 に . つ ۲, て、 政 府

は

どうみ

Ś

か。

3 政 府 が 定 8 た 強 制 使 用 期 間 + 年 が 行 政 機 関 で あ る 県 収 用 委 に ょ り 否 認 さ れ た ことに

つ 1 て、 政 府 \mathcal{O} 所 見 は 1 か が か ま た、 \mathcal{O} よう な 事 例 が 本 土 に お 1 て あ れ ば 明 5 カゝ に さ れ

たい。

4 \mathcal{O} ような結果を招い たことは、 政 府 \mathcal{O} 防 衛 施 設 行 政 が 根 本的 に 誤 りで あ <u>つ</u> たか 若 L < は

ズ サン 極 ま りな ١ ﴿ ŧ ので、 あつたことを示す ものに他な らな いと考えるが、 どうか。

5 そうで な 7 لح 政 府 が 主 張 す る な 5 ば 契 約 拒 否 地 主 と 7 わ ゆ る 坪 反 戦 地 主 間 0) 分 断 切

り 崩 L を 狙 0 た 本 来 \mathcal{O} 行 政 \mathcal{O} 在 り 方と全 < 相 反 す る 政 治 的 効 果 を もくろ λ だ 行 為 で あ る と 断

定せざるを得ないが、どうか。

県 収 用 委 \mathcal{O} 裁 決 を受 け 7 0) 政 府 の今後の 対 応 を問

1 政 府 が 裁 決 に 0 1 て、 建 設 大 臣 に 審 査 請 求 を L な カュ つ た 理 由 は 何 か。 裁裁 決につい て 不

う。

がない」と解してよいか。

2 損 失 補 償 金 は 1 か な る 方 法 で 支 払 j \mathcal{O} か。 ま た、 支 払 対 象 者 は 県 内、 県外、 玉 外 でそ

れ

服

ぞ れ 何 名 か 利 息 差 引 \mathcal{O} 損 失 補 償 金 は 期 間 \mathcal{O} 何 年 分 に 相 当 す る か

3 那 覇 港 湾 施 設 は 強 制 使 用 期 間 五. 年 \mathcal{O} 裁 決 で あ る が、 政 府 は、 同 施 設 に 対 L $\stackrel{\smile}{=}$ 度 目 \mathcal{O} 米 軍 用

地特措法の発動を考えているのか。

4 政 府 は、 沖 縄 県 内 に お け る す × て 0) 米 軍 用 地 0 強 制 使 用措置を即 刻 撤 口 し、 返還軍 用 地 \mathcal{O}

跡 利 用 • 平 和 転 用 \mathcal{O} 措 置 を 促 進 す × きと考え る が どう か

三 沖 縄 県 に お け る 米 軍 用 地 \mathcal{O} 賃 貸 借 契 約 拒 否 地 主 に 支 払 わ れ る 損 失 補 償 金 に 伴 う 諸 間 題 に 0

1

て、政府の所見を問う。

1 損 失補 償 金 \mathcal{O} 年 間 坪 · 当 た りの 平均 金額及び対前 年度増加率について、 九 七二年以降 現

在まで各施設ごとに明らかにされたい。

2 契 約 地 主 \mathcal{O} 賃 料 に 0 **(**) て、 右 問三―1と 同 様 に 明 確にされ

3 損 失 補 償 金 \mathcal{O} 算 出 方 法 支 払 方 法 (単年 払 7) か、 括 払 7 か について、 これ ま での 適 用

事

た

\ \ \ \

例を詳細に示されたい。

4 契 約 地 主 \mathcal{O} 賃 料 に 0 7 て、 右 問 = | ယ် لح 同 様 に 明 確 に さ れ た \ <u>`</u>

5 契 約 地 主 に 対 L 協 力 謝 礼金 な る ŧ \mathcal{O} が 支 払 わ れ 7 7 る が そ \mathcal{O} 目 的 は 何 か。 また、 これま

で 0) 支払 7 · 実績、 対 象者数、 一人当たり金額 に つ 1 て 明ら カン にされ た \ <u>`</u>

6 憲 法 第二十 九 条 は 私 有 財 産 は、 正 当 な 補 償 \mathcal{O} 下に、 これ を 公 共 \mathcal{O} た 8 に 用 *(*) ることが で

きる」 と定 め 7 1 る。 仮 に 百 歩 譲 0 て、 公 共 用 とし て 米 軍 用 地 \mathcal{O} た 8 \mathcal{O} 強 制 使 用 が 許 さ れ る

としても、 そ れ は 正 当な 補 償 の下 に なさ れ る 0 は 当 然 で あ る。

L

か

契約

拒

否地、

主に

対する損失補

償

金

0)

_

括

前

払方式は、

利子をあらかじめ

差

L

引く

など、 正 当 な補 償 とは 到 底 () え な \ \ • また、 時 的 な 所 得 増 に 伴 つて多額 \mathcal{O} 税 金 が 課 税 さ

れ、 所 得 を 積 算 根 拠 に お < 保 育 料 0 大 幅 引 上 げ や老 齢 福 祉 年 金 \mathcal{O} 支給: 停 止 など、 不 利 益 は は

かり知れないものがある。

 \mathcal{O} ょ う な 当 該 地 主 \mathcal{O} 不 利 益 損 失 に つ ١ ر て 政 府 \mathcal{O} 所見は **,** \ か が か 0 ま た、 何 5 カゝ 0) 負 担

 \mathcal{O} 軽 減 措 置 を 講 ず る 0 Ł り は な 1 か

兀 沖 縄 県 に お け る米 軍 用 地 \mathcal{O} 契 約 拒 否地主に対する「契約強要」 問題について、 政府 の所見を問

う。

1 那 覇 防 衛 施 設 局 に ょ る 契 約 拒 否 地 主 に 対 す る契 約 強 要 \mathcal{O} 働 き か け が 執 拗 に な さ れ 7 7 る。

政 府 は、 当 該 地 主 に 対 L 1 カゝ な る 契 約 勧 誘 業 務 を 行 0 7 1 る 0) か ま た、 そ \mathcal{O} 法 的 根 拠 は 何

か。

3

契

約

に

応

ľ

な

1

地

主

 \mathcal{O}

兄

弟

Þ

親

族

に

対

し、

契

約

 \mathcal{O}

た

 \Diamond

 \mathcal{O}

説

得

を

依

頼

L

たことは

ない

0)

か。

を働きか

2 例 え ば 入 院 中 \mathcal{O} 契約 拒 否地主 に対 し、 契約 け たことは な V > \mathcal{O} か。

4 7 と ŋ 暮 5 L \mathcal{O} 老 人 \mathcal{O} ところ にこ 深 夜、 契 約 勧 誘 \mathcal{O} 電 話 を か け た こと は な 7 \mathcal{O} か

5 契 約 勧 誘 \mathcal{O} た \Diamond 何 5 か \mathcal{O} 金 品 を 用 意 L 働 き か け た こと は な 1 \mathcal{O} か

6 以 上 \mathcal{O} 質 間 は 数 多 < \mathcal{O} 証 言 12 裏 付 け 5 れ た ŧ \mathcal{O} で あ る。 ま さ に 公 務 員 \mathcal{O} 正 当 な 職 務 行 為

と 全 < 相 反 す る Ł \mathcal{O} で あ る。 ま た、 契 約 拒 否 地 主 に 対 す る 悪 質 な 就 職 妨 害 t な さ れ 7 1 ると

 \mathcal{O} 訴 え t あ る。 政 府 は、 契 約 することも 拒 否 す ることも、 あ < ま で t 個 人 \mathcal{O} 自 由 で あ るとの

<u>\f\</u> 場 を堅持 これ . ら 0 契 約 強 要業務 を即 刻 中止すべ きと考えるがどう か。

所有者数、

面積及び使用期間を明ら

かにされたい。

右質問する。

九